

要介護認定等の有効期間の半数を超える短期入所生活（療養）介護利用の場合の取り扱いについて

1 事務取り扱いについて

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める市条例第16条1項(24)」の規定により、介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置づける場合にあっては、利用者の居宅における自立した生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を越えないようにしなければならないこととなっています。

市では、介護給付の適正化の観点から、認定有効期間の半数を上回る日数の短期入所サービスの利用が見込まれる場合には、必要書類を提出してもらい、適正な居宅サービス計画に基づいて短期入所サービスの位置づけがされているかを確認することとしています。

2 提出書類について

- (1) 要介護等認定の有効期間の半数を超える短期入所生活（療養）介護利用の届出書（様式1）
- (2) 居宅（介護予防）サービス計画書 第1表・2表・3表・4表
- (3) サービス利用票、利用票別表（直近6か月分）の写し
- (4) モニタリングの写し
- (5) 支援経過記録の写し
- (6) 短期入所生活（療養）介護計画書の写し
- (7) その他、個々の事情を説明するのに必要なもの

3 提出時期

短期入所サービス利用日数が、要介護等認定の有効期間の半数を超える1か月前には、必要書類を提出してください。

4 留意点

- (1) 要介護等認定の有効期間の半数を超える短期入所生活（療養）介護利用の届出書（様式1）は、当該サービス利用の必要性ややむを得ない事情、今後のサービス利用についての利用者本人、家族、ケアマネジャー等の考えや方針を具体的に記載してください。
- (2) 要介護認定等の更新又は、区分変更申請を受け、継続して当該サービスを利用する場合には、改めて同様の手続きを行なう必要があります。

5 問合せ及び提出先

日立市介護保険課（適正化担当）

電話 0294-22-3111（内線）212

IP電話 050-5528-5079

FAX 0294-24-2281

以上